宇都宮短期大学学則

第１章　　総　　則

（名称）
第１条　本学は、宇都宮短期大学と称する。
（目的）
第１条の２　本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展とに貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。
２　学科ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育上の目的については、別に定める。
（位置）
第１条の３　本学の位置は、栃木県宇都宮市下荒針町長坂３８２９とする。
（修業年限）
第２条　本学の修業年限は、２年とする。
（在学期間）
第３条　在学期間は、４年を超えることはできない。
（学年）
第４条　学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（学期）
第５条　学年を分けて次の２期とする。
　　前期　４月１日から８月３１日まで
　　後期　９月１日から翌年の３月３１日まで
（休業日）
第６条　学年中の休業日は、次のとおりとする。
一　日曜日
二　国民の祝日
三　本学園の創立記念日
四　春季休業　　３月１０日から３月３１日及び４月１日から４月３日まで
五　夏季休業　　８月１０日から８月３１日まで
六　冬季休業　　１２月２８日から翌年の１月３日まで
ただし、休業日においても必要ある場合は授業を行なうことがある。
２　前項の休業に関しては、学長がその期間を変更することがある。
３　臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

（授業週数）
第７条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。
（学科）
第８条　本学に次の学科を置く。
音楽科
人間福祉学科
食物栄養学科
２　各学科の目的は、別に定める。
（学科定員）
第９条　各学科に属する学生定員は、次のとおりとする。

学科		入学定員	収容定員	学年あたりの学級数
音楽科		３０名	６０名	
人間福祉学科	社会福祉専攻	２５名	５０名	1
	介護福祉専攻	１５名	３０名	1
食物栄養学科		３０名	６０名	

（学科目及び開設授業科目）
第１０条　授業科目を分けて、基礎教育科目、専門教育科目及び教職に就こうとする者に対する教職に関する専門教育科目とする。
２　前項の授業科目の詳細は、音楽科は別表第１、人間福祉学科は別表第２、食物栄養学科は別表第３のとおりとする。

第２章　履修方法、単位算定、課程修了の認定及び学習の評価

（履修方法）
第１１条　学生は、本学において、合計６２単位以上を修得しなければならない。
２　出席時間数が２／３（人間福祉学科の実習科目については４／５）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないものとする。
３　音楽科において教育職員免許法の規定により中学校教諭２種免許状（音楽）を得ようとする者は、前項に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。
４　学長は、教育上有益と認めるときには、教授会の許可を得て、他の大学または短期大学における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

５　前各項に定めるもののほか、履修方法、単位算定基準、課程修了の認定及び学習の評価について必要な事項は別に定める。

第３章　　卒　　業

（卒業）

第１２条　学長は、第２条に規定する期間以上本学に在学し、所定の科目を履修してその単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

２　前項の規定により卒業した者には、本学学位規定の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第４章　　入学、退学、休学及び転学

（入学の時期）

第１３条　入学の時期は、学年の初めとする。

（入学者の資格）

第１４条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

二　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者

三　文部科学大臣の指定した者

四　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

五　その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学試験）

第１５条　入学を志願する者に対しては、試験を行う。

２　前項の規定にかかわらず、書類選考をもってこれに代える場合がある。

（入学志願の手続き）

第１６条　入学志願者は、所定の期間内に、入学願書、調査書、名刺型写真及び別に定める検定料を添えて願い出るものとする。

（入学手続き及び許可）

第１７条　第１５条の規定による試験又は選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める入学金、授業料及びその他の納付金を納入し、入学手続きをしなければならない。

２　前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
３　一旦納入した検定料、入学金、授業料等は返還しない。ただし、本学が規定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学金を除く納入金を返還する。
（宣誓）
第１８条　入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓をしなければならない。
（保証人の設定）
第１９条　入学を許可された者は、正副２人の保証人を定め、届け出なければならない。
２　正保証人は父または母とし、父母のない場合はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に履行し得る者でなければならない。副保証人は、親族又はこれに準ずる者でなければならない。
（退学）
第２０条　病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出で、許可を受けなければならない。
２　病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
（休学）
第２１条　病気その他やむを得ない理由で長期間にわたり修学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に願い出で、許可を得て休学することができる。
２　病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
（休学期間の制限）
第２２条　休学期間は、１年をこえることができない。ただし、特別の事情がある者は、その期間の延長を願い出ることができる。
２　休学期間は通算２年を超えることはできない。
（復学）
第２３条　休学期間中であっても、その理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。
２　正当な理由で退学した者が復学を志願したときは、選考のうえこれを許可する。
３　前項の場合は、既修の科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
（休学期間の取り扱い）
第２４条　休学期間は、在学期間に参入しない。
（編入学）
第２５条　本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえこれを許可することがある。
（転学）
第２６条　学生が他の大学へ転学しようとするときは、事由を詳記して学長に願い出で、許可を受けなければならない。

第５章　　表彰、懲戒及び除籍

（表彰）

第２７条　学業、性行その他の業績において特にすぐれていると認められる学生に対し、表彰することができる。

（懲戒）

第２８条　学長は、学生が学則に違反し、あるいは学生の本分にもとる行為をしたときは、教授会の議にもとづいて懲戒する。

２　懲戒はその情状により訓告、受験停止、停学及び退学とする。これらの処分の手続きに関することは、別に定める。

（除籍）

第２９条　学長は次の各号の一に該当する者があるときは、教授会の議を経てこれを除籍する。

一　在学４年をこえる者

二　性行不良で改心の見込みのない者

三　学業を怠り成業の見込みのない者

四　授業料その他納付金の納入を怠り、督促しても納入しない者

五　休学期間が２年を超える者

六　死亡した者

第６章　　授業料その他の納入金

（入学金）

第３０条　入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

（授業料その他の納付金）

第３１条　授業料その他の納付金の年額は、次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>種別
学科</th><th>授業料</th><th>入学金</th><th>検定料</th><th>施設設備費</th><th colspan="2">実験・実習費</th></tr>
<tr><td>音楽科</td><td>760,000 円</td><td>300,000 円</td><td>30,000 円</td><td>630,000 円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">人間福祉学科</td><td rowspan="2">600,000 円</td><td rowspan="2">300,000 円</td><td rowspan="2">30,000 円</td><td rowspan="2">390,000 円</td><td>社会福祉専攻</td><td>90,000 円</td></tr>
<tr><td>介護福祉専攻</td><td>110,000 円</td></tr>
<tr><td>食物栄養学科</td><td>600,000 円</td><td>300,000 円</td><td>30,000 円</td><td>390,000 円</td><td colspan="2">150,000 円</td></tr>
</table>

ただし、必要によって上記以外の学費を徴収することがある。

２　前期の納入期間は、４月１日から４月３０日までとする。後期の納入期間は１０月１日から１０月３１日までとする。

３　この学則により納入した授業料その他の納付金は返還しない。

（退学、転学及び除籍の場合の授業料その他の納付金）
第３２条　退学（懲戒による退学を含む。）、転学及び除籍の場合であっても、その期に属する所定の授業料その他の納付金は、これを徴収する。
（休学中の授業料その他の納付金）
第３３条　休学中でも授業料その他の納付金を徴収する。ただし、休学期間が６か月以上にわたるときは、それ以後の期間に該当する授業料その他の納付金は、これを免除する。
（停学中の授業料その他の納付金）
第３４条　停学期間中であっても、授業料その他の納付金は、これを徴収する。

第７章　職 員 組 織

（職員）
第３５条　本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

第８章　教　授　会

（教授会）
第３６条　本学に教授会を置く。
２　教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授及び講師を加えることができる。
３　教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
一　本学運営の方針及び諸規則の制定、改廃に関すること。
二　教育課程及び授業日に関すること。
三　学生の入学、卒業及び学位の授与その他学生の地位の得喪、変更に関すること。
四　外国からの留学生の受入れに関すること。
五　試験その他の評価及び単位の認定に関すること。
六　学生の指導及び賞罰に関すること。
七　教員の選考、昇進及び教育研究業績等の審査ならびにその他教員の人事に関すること。
八　各種学内委員会の委員の選出に関すること。
九　その他教育研究の運営に関する重要な事項。
４　教授会は次に掲げる事項について審議し、学長等から求めがあった場合には、意見を述べることができる。
一　授業担当に関すること。

二　在外研究その他研究の推進に関すること。
三　学長又は学科長から諮問された事項
５　教授会の運営に関する細則は、別に定める。

第９章　　名 誉 教 授

（名誉教授）
第３７条　本学に多年勤務し教育上又は学術上特に功績のあった教授に対し、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第１０章　　図　書　館

（図書館）
第３８条　本学に図書館を置く。
２　図書館に関する事項は、別に定める。

第１１章　　寄宿舎及び厚生保健施設

（寄宿舎及び厚生保健施設）
第３９条　本学に寄宿舎、保健室、集会所、食堂及びその他の厚生保健を目的とした施設を置く。
２　前項の各施設に関する事項は別に定める。

第１２章　　聴講生、研究生、委託生及び外国人学生

（聴講生及び研究生）
第４０条　本学において相当の学力があると認められた者で、所定の学科目中その一科目又は数科目を選択して聴講しようとする者があるときは、選考のうえ聴講又は研究を許可することがある。
（委託生）
第４１条　官庁又は公共団体から一定期間修業科目を定め履修する者の委託があったときは、選考のうえ、履修を許可することがある。
（聴講生等の受験）
第４２条　聴講生、研究生及び委託生は、その履修した科目について試験を受けることができる。
２　前項の規定による試験に合格した者には証明書を交付することができる。

（聴講生等に関する準用規定等）
第４３条　第２０条、第２８条及び第２９条の規定は、聴講生、研究生及び委託生に準用する。
２　聴講生、研究生及び委託生については、この規定に定めるもののほか、別に定める。
（外国人学生）
第４４条　外国人で第１４条及び第１５条の規定によらないで外国政府の推薦により入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人学生として入学を許可することがある。
２　外国人学生は、第９条に定める定員外とする。
３　外国人学生には、学生に関する規定を準用する。

第１３章　育 英 奨 学

（須賀栄子奨学金）
第４５条　本学の学生で、人物学業優秀な者に対し、須賀栄子奨学金を支給する。
２　前項の奨学金に関する細目は、別に定める。

第１４章　学 生 補 導

（補導委員）
第４６条　本学の学生に対する助言及び補導を行うため補導委員を置く。
２　補導委員に関する規定は、別に定める。

第１５章　学 生 細 則

（学生細則）
第４７条　学生の守らなければならない細則は、別に定める。

第１６章　雑　　則

（公開講座）
第４８条　本学は公開講座を開設することがある。
２　公開講座に関する規定は、別に定める。

附　則
この学則は、昭和４２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、第１０条および第１１条の規定は、平成１１年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。ただし、第１０条の規定は、平成１２年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、第１０条および第１１条の規定は、平成１５年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第３１条第１項の規定は、平成１７年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成１７年１２月２８日から施行する。ただし、第３５条および第３６条

の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、第９条および第１０条第２項および第１１条第１項の規定は、平成１９年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項および第１１条第１項の規定は、平成２１年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項の規定は、平成２２年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項の規定は、平成２３年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　第９条の規定にかかわらず，平成２６年度の収容定員は，次のとおりとする。

学科・専攻 年度	音楽科	人間福祉学科		合計
	－	社会福祉	介護福祉	
26	110	90	120	320

附　則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第１０条の規定は、平成２６年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項の規定は、平成２７年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項の規定は、平成２８年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項の規定は、平成３０年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第８条、第９条、第１０条、第１１条および第３１条第１項の規定は、平成３１年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１０条の規定は、令和３年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項、第１１条および第３１条第１項の規定は、令和４年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第９条、第３１条第１項の規定は、令和６年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１０条第２項および第３１条第１項の規定は、令和７年度入学生から適用する。

別表第１

音楽科

必修選択 必修選択別	必修 単位数	選択 単位数	備考
基礎教育科目			
哲学		2	うち８単位を必修とする。
歴史学		2	
言語表現法		2	
経済学		2	
日本国憲法		2	教職課程を履修する者は必修とする。
心理学		2	
音楽キャリア講座	1		
全人教育講座	1		
英語Ⅰ	2		
英語Ⅱ	2		
ドイツ語		2	
外国語コミュニケーション		2	教職課程を履修する者は必修とする。
情報機器操作	2		
体育実技	2		
演奏と身体		2	
ＤＴＭ概論		2	
音楽療法概論		2	
介護の基本		2	
障害者福祉論		2	
リハビリテーション論		2	
発達心理学		2	
小計	10	30	
専門教育科目			
音楽理論 （作曲法・編曲法を含む。）	4		
音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	4		
音楽実技			音楽実技（A）・（B）・（C）・（D）のうちいずれか１科目８単位を必修とする。
（A）ピアノ （合奏法・伴奏法を含む。）		8	
（B）声楽		8	
（C）ピアノ以外の器楽 （合奏法・伴奏法を含む。）		8	
（D）作曲		8	
ソルフェージュ	4		
合唱	4		

副科実技			
(A) ピアノ （合奏法・伴奏法を含む。）		4	音楽実技（A）を履修する者以外は必修とする。
(B) 声楽		2	教職課程を履修する者は、音楽実技（B）を履修する者以外は必修とする。
(C) ピアノ以外の器楽 （合奏法・伴奏法を含む。）		2	教職課程を履修する者は、音楽実技（C）を履修する者以外は必修とする。
合奏		4	音楽実技（C）又は（D）を履修する者は必修とする。
指揮法		2	教職課程を履修する者は必修とする。
重唱		2	
創作研究・楽曲分析		2	
音楽科教育法		2	
ｺｰﾄﾞ進行法基礎（ｸﾞﾚｰﾄﾞ）		1	
コード進行法Ⅰ		1	
コード進行法Ⅱ		1	
電子オルガン創作編曲Ⅰ		1	
電子オルガン創作編曲Ⅱ		1	
ポリフォニーの演奏法		2	
ピアノ指導法		2	
演奏表現法		2	
初見・伴奏法		2	
音楽療法Ⅰ（基礎）		2	
音楽療法Ⅱ（臨床）		1	
音楽療法Ⅲ（技法）		1	
邦楽概論Ⅰ		2	
邦楽概論Ⅱ		2	
療法音楽研究		1	
音楽基礎演習Ⅰ		1	
音楽基礎演習Ⅱ		1	
音楽療法総合演習		2	
音楽療法実習		3	事前事後指導1単位含む。
楽器調整法（和楽器）		2	
邦楽合奏研究		2	
邦楽総合演習		2	
吹奏楽概論Ⅰ		2	
吹奏楽概論Ⅱ		2	
アンサンブル演習		1	
楽曲編曲		1	
吹奏楽実践演習		2	
吹奏楽運営法		2	
卒業演奏	2		
小計	18	97	

教職に関する専門教育科目			教職課程を履修する者は各科目とも必修とする。
教育原理		2	
教職概論		2	
教育心理		1	
特別支援教育		1	
道徳教育の指導法		1	
総合的な学習の時間の指導法		1	
特別活動の指導法		1	
教育課程・方法論		1	
教育とＩＣＴ活用		1	
生徒・進路指導		1	
教育相談		1	
教育実習		5	事前事後指導1単位含む。
教職実践演習（中学校）		2	
小計		20	
合計	28	147	

別表第２

人間福祉学科社会福祉専攻

必修選択別	必修単位数	選択単位数	備考
基礎教育科目			８単位以上を必修とする。
全人教育講座	1		
キャリアデザイン	1		
心理学と心理的支援		2	
社会学と社会システム		2	
法学		2	
経済学		2	
歴史学		2	
生活科学		2	
生活技術		1	
英語Ⅰ		1	
英語Ⅱ		1	
情報処理Ⅰ		1	
情報処理Ⅱ		1	
小計	2	17	
専門教育科目			５４単位以上を必修とする。
社会保障Ⅰ	2		
社会保障Ⅱ	2		
高齢者福祉	2		
医学概論	2		
社会福祉の原理と政策	4		
障害者福祉	2		
保健医療と福祉	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
ソーシャルワーク演習		1	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	
福祉サービスの組織と経営		2	
貧困に対する支援		2	
刑事司法と福祉		2	
権利擁護を支える法制度		2	
児童・家庭福祉		2	
社会福祉調査の基礎		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		2	
ソーシャルワークの理論と方法		4	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		4	
ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ		1	

ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ		1	
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ		1	
ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ		1	
ソーシャルワーク実習		5	
ソーシャルワーク実習指導		3	
医療事務論Ⅰ		2	
医療事務実践演習		1	
医療事務関連法規Ⅰ		2	
医療事務関連法規Ⅱ		2	
医療事務作業実践演習Ⅰ		1	
医療事務作業実践演習Ⅱ		1	
医療秘書		2	
医療事務論Ⅱ		2	
医療事務論Ⅲ		2	
医療事務コンピュータ処理演習		1	
薬学一般		1	
医療事務実習（事前事後指導含む）		2	
医療事務特講Ⅰ		2	
医療事務特講Ⅱ		1	
レクリエーション概論		1	
レクリエーション演習		2	
福祉レクリエーション論		2	
福祉レクリエーション援助論		2	
福祉レクリエーション援助技術		2	
野外活動Ⅰ		1	
野外活動Ⅱ		1	
人間関係論		2	
学校ソーシャルワーク		2	
ボランティア論		1	
NPOコミュニティビジネス論		2	
美容福祉Ⅰ		2	
美容福祉Ⅱ		1	
美容福祉Ⅲ		1	
小計	16	85	
合計	18	102	

人間福祉学科介護福祉専攻

必修選択別 / 必修選択別	必修単位数	選択単位数	備考
基礎教育科目			８単位以上を必修とする。
全人教育講座	1		
キャリアデザイン	1		
法学		2	
経済学		2	
歴史学		2	
社会学		2	
生活科学		2	
生活技術		1	
英語Ⅰ		1	
英語Ⅱ		1	
情報処理Ⅰ		1	
情報処理Ⅱ		1	
小計	2	15	
専門教育科目			５４単位以上を必修とする。
人間の尊厳と自立	2		
人間関係とコミュニケーションⅠ	1		
生活と福祉	2		
社会保障	2		
介護の基本Ⅰ	1		
介護の基本Ⅱ	1		
生活支援技術Ⅰ	1		
人間関係とコミュニケーションⅡ		2	
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	
地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	
介護の基本Ⅲ		1	
介護の基本Ⅳ		1	
介護の基本Ⅴ		1	
介護の基本Ⅵ		1	
コミュニケーション技術Ⅰ		1	
コミュニケーション技術Ⅱ		1	
生活支援技術Ⅱ		1	
生活支援技術Ⅲ		1	
生活支援技術Ⅳ		1	
生活支援技術Ⅴ		1	
生活支援技術Ⅵ		1	
生活支援技術Ⅶ		1	

生活支援技術Ⅷ		1	
リハビリテーション		1	
栄養調理		1	
こころとからだのしくみⅠ		1	
こころとからだのしくみⅡ		1	
こころとからだのしくみⅢ		1	
こころとからだのしくみⅣ		1	
発達と老化の理解Ⅰ		2	
発達と老化の理解Ⅱ		2	
認知症の理解Ⅰ		1	
認知症の理解Ⅱ		1	
障害の理解Ⅰ		1	
障害の理解Ⅱ		1	
医療的ケアⅠ		1	
医療的ケアⅡ		1	
医療的ケアⅢ		1	
介護過程Ⅰ		2	
介護過程Ⅱ		2	
介護過程Ⅲ		1	
介護総合演習Ⅰ		2	
介護総合演習Ⅱ		2	
介護実習Ⅰ		3	
介護実習Ⅱ		7	
介護福祉特別演習Ⅰ		1	
介護福祉特別演習Ⅱ		1	
レクリエーション概論		1	
レクリエーション演習		2	
福祉レクリエーション論		2	
福祉レクリエーション援助論		2	
福祉レクリエーション援助技術		2	
野外活動Ⅰ		1	
野外活動Ⅱ		1	
美容福祉Ⅰ		2	
美容福祉Ⅱ		1	
美容福祉Ⅲ		1	
社会福祉調査の基礎		2	
ボランティア論		1	
小計	10	75	
合計	12	90	

別表第３

食物栄養学科

必修選択別	必修単位数	選択単位数	備考
基礎教育科目			１０単位以上を必修とする。
全人教育講座	1		
キャリアデザイン	1		
化学		2	
生物学		2	
数学		2	
生活科学		2	
歴史学		2	
心理学		2	
社会学		2	
法学		2	
経済学		2	
英語Ⅰ		1	
英語Ⅱ		1	
情報処理Ⅰ		1	
情報処理Ⅱ		1	
生活技術		1	
体育実技		1	
小計	2	24	
専門教育科目			５２単位以上を必修とする。
社会福祉概論	2		
公衆衛生学	2		
解剖生理学Ⅰ	2		
解剖生理学Ⅱ	2		
解剖生理学実験		1	
生化学	2		
生化学実験		1	
運動生理学	2		
食品衛生学	2		
食品衛生学実験		1	
食品学Ⅰ	2		
食品学Ⅱ	2		
食品学実験Ⅰ		1	
食品学実験Ⅱ（食品加工学実習含む）		1	
基礎栄養学	2		
栄養化学	2		
栄養化学実験		1	
臨床栄養学	2		

臨床栄養学実習		1	
ライフステージと食生活	2		
ライフステージ栄養学実習		1	
栄養指導論Ⅰ	2		
栄養指導論Ⅱ	2		
栄養指導実習Ⅰ	1		
栄養指導実習Ⅱ	1		
公衆栄養学	2		
調理学	2		
調理学実験	1		
調理学実習Ⅰ	1		
調理学実習Ⅱ	1		
給食管理Ⅰ	2		
給食管理Ⅱ	2		
給食管理実習Ⅰ	1		
給食管理実習Ⅱ(校外実習)	2		
調理学実習Ⅲ		1	
製菓実習		1	
フードスペシャリスト論		2	
食品の官能評価・鑑別論		2	
食品の消費と流通		2	
フードコーディネート論		2	
子ども・高齢者と食育		1	
子どもの保健		1	
野外活動		1	
美容福祉Ⅰ		2	
美容福祉Ⅱ		1	
食品の安全		2	
栄養とスポーツ		2	
フードビジネス論		2	
食物栄養学演習		1	
栄養士実力養成演習		1	
食物栄養特別演習		1	
小計	46	33	
合計	48	57	